

吹田市 児童部家庭児童相談室 家庭児童相談員募集要項

1 募集職種

家庭児童相談員

2 主な業務内容

児童虐待をはじめ、家庭における児童の養育や家族関係に関する相談に対し、面談や電話、家庭訪問により対応を行います。その他、児童虐待防止に関する事業の事務を行います。

3 募集人数

若干名（採用予定人数は変更となる場合があります。）

4 受験資格

「こども家庭センターガイドライン」に規定される「虐待対応専門員の資格等」を満たす、以下のいずれかの要件に該当するもの

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実態できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (3) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (4) 医師
- (5) 社会福祉士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 公認心理師
- (8) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの

- (10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (12) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）
- (13) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）
- (14) 保健師
- (15) 助産師
- (16) 看護師
- (17) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- (18) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (20) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（19）に規定する者を除く。）
- (21) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員

※ただし以下のいずれかに該当する者は受験できない（地方公務員法第16条欠格条項）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者・吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者。・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。 |
|--|

5 勤務条件

勤務日及び 勤務時間	週5日（月曜日から金曜日） 午前9時から午後5時30分まで（うち45分休憩含む） 週当たり38時間45分 公務のために臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
週休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで
勤務場所	吹田市 児童部 家庭児童相談室 （吹田市出口町19番2号 吹田市立保健センター3階）
給与	月額322,712円（地域手当を含む） ※吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「条例」といいます。）改正により変動する場合があります。
諸手当等	条例に基づき、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当を支給します。
休暇制度	年次休暇、特別休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険等各種保険に加入します。
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	・特定退職金共済制度及び吹田市勤労者福祉共済制度に加入 ・採用（以下「任用」といいます。）時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務した時に正式任用となります。

- 6 任用期間 令和8年12月1日以降の日から令和9年3月31日まで
任用開始日は任用期間の範囲内であれば協議の上、決定します。
※次年度以降も任用の必要があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。

7 試験内容

個別面接

8 試験日

令和8年11月13日（金）

申込をした受験者には、郵送にて受験票を送付します。受験票は必ず持参してください。
面接時間は受験票に記載しています。

9 受験の手続き

令和8年11月4日（水）17時30分までに ①必要事項を試験申込書に記載し、
②3か月以内に撮影した写真（上半身）〔縦4cm×横3cm〕を貼付し、③資格を証明する
もの（写し）、④460円切手を貼った返信用封筒の定型封筒〔23.5cm×12cm〕に、郵便
番号、宛先を明記し、「簡易書留」と朱書きしたものとともに、家庭児童相談室に直接持
参してください。

郵送の場合は、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きし、その中に上記①から④の試
験申込書等を同封のうえ、令和8年11月4日（水）必着にて家庭児童相談室へ送付して
ください。（FAX不可）

10 合格発表

合格者の受験番号を吹田市ホームページに掲載します。なお、不合格者への通知は行
いません。

11 問い合わせ先

吹田市 児童部 家庭児童相談室
担当 阿部・西村

〒564-0072

吹田市出口町19番2号 吹田市立保健センター3階

電話 06-6384-1472

FAX 06-6384-1175

e-mail ko-home@city.suita.osaka.jp